

秋田県公報

目 次 ページ

公安委員会規則

○秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
(一・継続編) ……………1

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第2号

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月9日

秋田県公安委員会委員長 大 淵 宏 道

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察の組織に関する規則(昭和45年秋田県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第4条の2生活安全企画課の項第4号中「許可」の次に「及び指導」を加え、同条少年課の項第7号を次のように改める。

(7) 第4号に掲げるもののほか、少年を被害者とする犯罪の防止に関すること。

別表第1鹿角警察署の項中「花輪駅前交番」を「花輪交番」に、「鹿角市花輪字下中島10番地」を「鹿角市花輪字下中島81番1」に改め、同表湯沢警察署湯沢北交番の項中「湯沢市岩崎字森合178番地」を「湯沢市杉沢字戸石崎9番」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1湯沢警察署湯沢北交番の項の改正規定は平成19年3月10日から、同表鹿角警察署の項の改正規定は同月15日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄